

日常生活用具の給付対象者等一覧

【稲沢市】

用具名	対象者				基準額	性能等	耐用年数
	障害の程度	年齢等	その他の要件				
【介護・訓練支援用具】							
特殊寝台（訓練用ベッド）	①下肢又は体幹機能障害2級以上	6歳以上	在宅	-	159,200円	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	②難病患者等	6歳以上	在宅	寝たきりの状態であって、医師の意見書により必要と認められる者			
特殊マット	①下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上18歳未満	在宅	-	19,600円	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	②下肢又は体幹機能障害1級	18歳以上	在宅	常時介護を要すること			
	③難病患者等	3歳以上	在宅	寝たきりの状態であって、医師の意見書により必要と認められる者			
	④知的障害の程度が重度又は最重度	3歳以上	在宅	-			
特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害1級	6歳以上	在宅	常時介護を要すること	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	②難病患者等	6歳以上	在宅	自力で排尿できない状態にあつて、医師の意見書により必要と認められる者			
入浴担架	①下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上	在宅	入浴時に家族等他人の介助を要すること	82,400円	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
	②難病患者等	3歳以上	在宅	入浴時に家族等他人の介助を要し、医師の意見書により必要と認められる者			
体位変換器	①下肢又は体幹機能障害2級以上	6歳以上	在宅	下着交換等に当たつて家族等他人の介助を要すること	15,000円	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	②難病患者等	6歳以上	在宅	寝たきりの状態であつて、医師の意見書により必要と認められる者			
移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上	在宅	家庭内の移動等に他人の介助を要すること	159,000円	介助者が重度身体障害者を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
	②難病患者等	3歳以上	在宅	下肢又は体幹機能に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			
訓練いす	①下肢又は体幹機能障害2級以上	3歳以上18歳未満	在宅	-	33,100円	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
	②難病患者等	3歳以上18歳未満	在宅	下肢又は体幹機能に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			
【自立生活支援用具】							
入浴補助用具	①下肢又は体幹機能障害	3歳以上	在宅	入浴時に介助を要すること	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	②難病患者等	3歳以上	在宅	入浴時に介助を要し、医師の意見書により必要と認められる者			
便器	①下肢又は体幹機能障害2級以上	6歳以上	在宅	-	10,000円	障害者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができるものに限る。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	②難病患者等	6歳以上	在宅	常時介護を要し、医師の意見書により必要と認められる者			

歩行補助杖	①平衡機能、移動機能又は下肢若しくは体幹機能障害	-	-	-	主体が木材のもの 2,200円 主体が軽金属のもの 3,000円	手に持って歩行の助けとする1本の細長い棒で、材質は木材又は軽金属とする。 支柱及びつえ先からなり、手と床面の2点で支持するもの	3年
	②難病患者等	-	-	下肢又は体幹機能に障害があって、医師の意見書により必要と認められる者	夜光材付の場合は、410円(全面夜光材付の場合は、1,200円)増しとし、外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は、260円増しとする。		
移動・移乗支援用具	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	3歳以上	在宅	家庭内の移動等において介助を要すること	60,000円	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア. 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ. 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年
	②難病患者等(注9)	3歳以上	在宅	下肢又は体幹機能に障害があって、医師の意見書により必要と認められる者			
頭部保護帽	①平衡、下肢又は体幹機能障害2級以上	-	-	頻繁に転倒し、歩行の際に必要とすること	スポンジ及び革 15,200円	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年
	②知的障害の程度が重度又は最重度	-	-	てんかんの発作等により頻繁に転倒することが医師の意見書で確認できる者	スポンジ、革及びプラスチック		
	③精神障害1級	-	-	てんかんの発作等により頻繁に転倒することが医師の意見書で確認できる者	36,750円		
	④難病患者等	-	-	歩行の際に必要なことが医師の意見書で確認できる者	レディメイドによる製品は、80%の範囲内の額		
特殊便器	①上肢障害2級以上	6歳以上	在宅	-	151,200円	足踏ペダル等により温水温風を出し得るもの及び知的障害者を介護している者が容易に使用し得るもの。ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年
	②難病患者等	6歳以上	在宅	上肢機能に障害があって、医師の意見書により必要と認められる者			
	③知的障害の程度が重度又は最重度	6歳以上	在宅	訓練を行ってもみずから排便後の処理が困難であること			
火災警報器	①身体障害2級以上	-	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯(1世帯2台まで)	1台 15,500円	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	②知的障害又は精神障害の程度が重度又は最重度	-	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、医師の意見書により必要と認められる者(1世帯2台まで)	(2台まで)		
	③難病患者等	-	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、医師の意見書により必要と認められる者			
自動消火器	①身体障害2級以上	-	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	②知的障害又は精神障害の程度が重度又は最重度	-	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	③難病患者等	-	在宅	火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、医師の意見書により必要と認められる者			
電磁調理器	①視覚障害2級以上	18歳以上	在宅	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	41,000円	障害者が容易に使用し得るもの	6年
	②知的障害の程度が重度又は最重度	18歳以上	在宅	単身世帯及びこれに準ずる世帯			

歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	6歳以上	在宅	－	7,000円	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上	18歳以上	在宅	聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	87,400円	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年
【在宅療養等支援用具】							
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上	3歳以上	在宅	自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの	51,500円	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	18歳以上	在宅	－	17,000円	障害者が容易に使用し得るもの	10年
ネブライザー	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害	－	在宅	呼吸器機能障害以外は医師の意見書により必要と認められる者	36,000円	障害者等が容易に使用し得るもの	5年
	②難病患者等	－	在宅	医師の意見書により必要と認められる者			
電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害	－	在宅	呼吸器機能障害以外は医師の意見書により必要と認められる者	56,400円	障害者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	②難病患者等	－	在宅	医師の意見書により必要と認められる者			
パルスオキシメーター	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者であって酸素療法を行う者又は人工呼吸器の装着が必要な者	－	在宅	呼吸器機能障害以外(難病患者等を含む)は医師の意見書により必要と認められる者	40,000円	障害者等が容易に使用し得るもの	5年
自家発電機	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者であって人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー又は酸素濃縮器を常時使用している者	－	在宅	呼吸器機能障害以外(難病患者等を含む)は医師の意見書により必要と認められる者 ※外部バッテリー又はポータブル電源との併給は不可とする。	100,000円	AC100V(正弦波)の出力ができ、人工呼吸器用のバッテリー等を充電できるもの	10年
外部バッテリー又はポータブル電源	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障害者であって人工呼吸器、電気式たん吸引器、ネブライザー又は酸素濃縮器を常時使用している者	－	在宅	呼吸器機能障害以外(難病患者等を含む)は医師の意見書により必要と認められる者 ※自家発電機との併給は不可とする。	50,000円	AC100V(正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力(W)に対応できるもの ※医療保険適用となるものは除く。	5年
視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上	6歳以上	在宅	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	9,000円	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上	18歳以上	在宅	視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	18,000円	視覚障害者等が容易に使用し得るもの	5年
【情報・意思疎通支援用具】							
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害又は肢体不自由	6歳以上	－	発声・発語に著しい障害を有する者	98,800円	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害2級以上	－	在宅	情報機器の使用により社会参加が見込まれるもの	100,000円	情報機器(パーソナルコンピュータ)を使用するに当たり、障害があることにより必要となる周辺機器(プリンター又はハード若しくはメモリー等の増強又は視覚障害者が文字を読み取り、パソコン内で音声化する目的以外で使用するスキャナー等を除く)、及びソフトウェア	6年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害(原則視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上)又は視覚障害1級、2級	－	在宅	必要と認められる者	383,500円	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年
点字器	視覚障害者	－	－	－	標準型 10,400円	32マス18行、両面書で、真鍮板製又はプラスチック製	標準型 7年
					携帯型 7,200円	32マス4行、両面書で、アルミニウム製又はプラスチック製視覚障害者が容易に使用し得るもの	携帯型 5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上	－	在宅	就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者	63,100円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年

視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	-	-	-	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	知覚又は音声等により操作ボタンが認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
音声ICタグレコーダ	視覚障害2級以上	-	在宅	-	59,800円	携帯可能で、視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	6歳以上	-	-	99,800円	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
視覚障害者用拡大読書器	①視覚障害	6歳以上	携帯用以外は在宅	本装置により文字等を読むことが可能になる者	198,000円	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年
	②難病患者等	6歳以上	携帯用以外は在宅	視覚に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			
視覚障害者用時計	視覚障害者2級以上	18歳以上	-	-	触読式 10,300円 音声式 13,300円	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
聴覚障害者用通信装置	①聴覚障害又は発声・発語に著しい障害	6歳以上	在宅	コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000円	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	5年
	②難病患者等	6歳以上	在宅	難聴又は発声・言語に障害があつて、医師の意見書により必要と認められる者			
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害	-	在宅	本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
人工喉頭	音声機能喪失(喉頭摘出)	-	-	-	笛式 5,000円 電動式 70,100円	笛式・電動式で操作が容易であるもの	笛式 4年 電動式 5年
【排泄管理支援用具】							
ストーマ用装具	ぼうこう又は直腸機能に障害を有する者	-	-	ストーマを造設した者	消化器系 8,600円/月 尿路系 11,300円/月	人工肛門又は人工ぼうこうを造設している場合に便又は尿を処理するもの	-
洗腸装具	直腸機能障害	-	-	ストーマを造設した者	12,000円 (6ヶ月)	障害者等が容易に使用し得るもの。ただし、ストーマ用装具(消化器系)との併用は認めない。	-

紙おむつ等	排便又は排尿機能障害	3歳以上	-	以下(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれかに該当する者で、紙おむつ等を医師の意見書により必要と認められる者。 (Ⅰ)ストーマの著しい変形又はストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのため、ストーマ用装具を装着できない者 (Ⅱ)二分脊椎等先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者 (Ⅲ)先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者 (Ⅳ)脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難な者で、以下の全てを満たす者 1. 身体障害の原因が次の疾病等によるもの 脳性麻痺、低酸素性脳障害、頭蓋内出血、髄膜炎、脳炎、頭部外傷、低血糖症、核黄疸 2. 上記の疾病等の発生時期が6歳未満(就学前の幼児を含む)であったもの 3. 言語に限らずあらゆる方法によっても、排尿又は排便の意思表示ができないもの ア. 自力でトイレに行けない イ. 自力で便座(排便補助用具の使用を含む)に座ることができない ウ. 介助による定時排泄ができない	12,000円/月	紙コップ・テープ・お尻拭き等の付属品は含まない。	-
-------	------------	------	---	---	-----------	--------------------------	---

収尿器	①下肢・体幹機能障害	—	—	排尿障害(特に失禁)のある者	男子用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女子用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円	排尿の調節ができない人のため、体に固定して尿を蓄めておくもの	1年
	②難病患者等	—	—	排尿障害(特に失禁)があり、医師の意見書により必要と認められる者			

(注)

- 対象者欄のその他の要件欄に在宅とあるのは、在宅であること（有料老人ホーム・グループホームに入所中の者を含む）又は近日中に病院・診療所・福祉施設等を退院・退所することが決まっていることを要件とする。
- 脳原性運動機能障害の場合は、表中の上肢、下肢又は体幹機能障害に準じ取扱うものとする。
- 移動用リフトについては、エレベーター及びその他の昇降機、天井走行型のリフトの購入及び設置工事費、これらに類する工事規模以上と認められるものは対象としない。
- 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター（36,100円）、聴覚障害者用目覚時計（15,300円）、聴覚障害者用屋内信号灯（15,300円）を含む。
- 「難病患者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条別表に定める疾病による障害により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。
- 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合、再交付の方が部品の交換よりも真に合理的、効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が身体障害者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付をすることが可能であるものとする。